2014年 神無月号

TKN社労士通信

TKN社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 髙野 裕之

連絡先:〒154-0012

東京都世田谷区駒沢2-58-13 電話 : 03-6315-8830 FAX : 03-3795-9021

e-mail: sharoushi-takano@support.email.ne.jp

URL: http://www.tkn-sr.jp



改正安衛法で義務付けられた 「ストレスチェック」に関する Q&A

◆84 の「Q&A」

先の通常国会で成立した改正法の1つに「改正労働安全衛生法」(6/25 公布)がありますが、これに関連して、厚生労働省から「改正労働安全衛生法Q&A集」が公開されました。

改正項目のうち最も影響の大きいものは「ストレスチェック制度の創設」だと言われており、上記「Q&A 集」でも 84 のうちの 36(約 43%)を占めています。

◆ストレスチェックに関する Q&A

以下では、Q&A(抜粋)をいくつか見てみましょう。

【全ての事業場が対象となるのでしょうか?】

→ストレスチェックの実施が義務とされるのは、 従業員数 50 人以上の事業場とされており、 50 人未満の事業場については、当分の間、 実施が努力義務とされています。

【全ての労働者が対象となるのでしょうか?】

→ストレスチェックの対象労働者は、一般健康診断の対象労働者と同じく、常時使用する労働者とする予定です。なお、派遣労働者については、派遣元事業主において実施していただくことになります。

【どれくらいの頻度で実施すれば良いのでしょうか?】

→今後、労使や専門家のご意見を聴きつつ省 令で定めていくことにしていますが、健康診断 と同様に、1年以内ごとに1回以上実施してい ただくことを想定しています。

【健康診断のように、実施を外部機関に委託しても問題ありませんか?】

→問題ありません。委託により実施する際には、 ストレチェックの結果を実施者から直接労働 者に通知する必要があり、労働者の同意なく 事業者に通知してはならないことなどの点に 注意してください。

【ストレスチェックは面談形式で行うものですか?】

→労働者の心理的な負担の程度を把握するため、労働者自身が該当する項目を選択する チェックシート方式で行う検査です。面談形式 に限ることは想定していません。

【健康診断のように、ストレチェックを実施した旨 の報告を監督署に行う必要があるのでしょ か?】

→ストレチェックの 実施状況を把握するため、 事業者には、労働基準監督署にその実施状 況について報告していただく仕組みを設けるこ と考えています。

◆施行予定は来年 12 月?

今後は、平成 27 年 2 月~3 月頃に省令・指 針等が策定され、平成 27 年 12 月までに改正法 (ストレスチェックの部分)が施行される予定で す。

雇用保険の教育訓練給付金が拡充! 「専門実践教育訓練給付金」について

◆「専門実践教育訓練給付金」創設

雇用保険の教育訓練給付金が拡充され、10 「専門実践教育訓練給付金」が創設されます (2018 年度末までの期間限定)。

対象は、厚生労働大臣が指定する、業務独 占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする 資格取得講座、中長期的なキャリア形成を支援 する講座(企業などとの連携により最新の実務 知識等を身につけられるよう教育課程が編成さ れている専門学校の職業実践専門課程、キャリ アアップを目的とした専門職大学院)で、対象講 座は今後も増える見通しとなっており、支給対象 となる社員等も出てくるのではないかと思われま

要件を満たせば、給付率が従来の「一般教育 訓練給付金」(費用の 20%、上限 10 万円)より も大幅にアップしますので、制度の紹介をすれば 喜ばれるのではないでしょうか。

◆支給対象者は?

雇用保険に原則 10 年以上加入している方が 利用できます。

◆給付の内容は?

最長3年間にわたって支給され、給付率は費 用の 40%(上限:1年で32万円)です。

講座修了後に資格や学位を取得して就職す ると、費用の原則 20%が追加支給され、合計で 費用の 60%分が支給されることとなります(上 限:1年で48万円)。

◆申請手続は?

専門家のキャリア・コンサルティングを受け、 受講前にハローワークで手続きを行います。

給付金の申請は半年ごとに行い、その都度、 講座実施期間が発行する受講証明書等を提出 する必要があります。

正社員とパート社員の諸手当の格差は どのぐらい?

◆企業はどんな手当を設けている?

厚生労働省の「平成 22 年就労条件総合踏査」 月から新たに、専門性の高い資格取得について、 の結果によると、支給企業数が多い順に通勤手 当、役付手当、家族手当、技能・技術(資格)手 当、住宅手当となっています。

> 規模に応じて設ける手当の傾向が分かれて おり、小規模企業では精皆勤手当・出勤手当が 多く、大規模企業では住宅手当、調整手当、特 殊勤務手当、単身赴任手当、別居手当、地域 (勤務地)手当、特殊作業手当を設けるところが 多くなっています。

◆正社員とパート社員では付く手当が異なる

独立行政法人労働政策研究・研修機構の「企 業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査」 の結果によると、正社員とパート社員では付ける 手当に違いが見られます。

どちらも通勤手当と役付手当が上位 2 つです が、正社員では次いで家族手当、技能手当・技 術(資格)手当、住宅手当が多いのに対し、パー ト社員では業績手当(個人、部門、グループ等)、 技能手当・技術(資格)手当、精皆勤手当・出勤 手当が多くなっています。

◆通勤手当の額はどのぐらいか?

上記の調査結果によれば、通勤手当の 1 人 当たり支給額(月単位)は、正社員 12,477 円、 パート社員 7,710 円となっています。

支給額について、39.3%の企業が上限額を 設けており、その平均額は 34.260 円ですが、上 限額に関する規定は大規模企業ほど設けてい るところが多いという特徴が見られます。

なお、正社員に通勤手当を支給する企業の割 合が 89.8%なのに対し、パート社員では 76.4% と差が見られますが、この理由については、(1) 交通費がかからない者を採用している(30.2%)、 (2)交通費は基本給に含めて支給している (25.8%)、(3)自転車通勤のため算定困難 (14.3%)となっています。

来春施行の改正パート労働法では、短時間

労働者であることを理由とする不合理な差別的 取扱いが禁止されることとなり、通勤手当につい ても違いを設ける場合には合理的な理由が必要 となります。

自社の規定がどうなっているか、一度チェック してみてはいかがでしょうか。

労災のない職場づくりを目指す 「あんぜんプロジェクト」

◆「あんぜんプロジェクト」とは?

「あんぜんプロジェクト」は、労働災害のない日 本を目指して労働者の安全に一生懸命に取り 組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる 職場を創るため、厚生労働省が行っているプロ ジェクトです。

同省では、今年で4回目を迎える同プロジェク トの一環として、今月 16 日から労働災害防止に 向けた企業の取組事例を募集・公開し、投票に より優良事例を選ぶ、平成 26 年度「『見える』安 全活動コンクール」を実施します。

応募期間は、9月16日から11月14日まで で、応募事例は「あんぜんプロジェクト」のホーム ~ ジ

(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/) ◆6割強の企業が何らかの賃上げを実施 に掲載され、3 月上旬に優良事例を発表する予 定です。

◆プロジェクトの趣旨と目的

平成 26 年に入り労災発生状況は増加傾向を 示すなど厳しい状況にあったため、厚生労働省 は先月、「労働災害のない職場づくりに向けた緊 急要請」を行い、産業界全体に企業の安全衛生 活動の総点検を呼びかけました。

職場に潜む危険性を可視化することは、職場 の安全活動を活性化させるうえで効果的な手段 であるため、同省では平成 23 年度から安全活 動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引 先に注目される運動「あんぜんプロジェクト」の 積極的な展開を図っています。

この取組みの一環として実施している「『見え る』安全活動コンクール」では、職場の安全活動 の中で、危険の認識や作業上の注意喚起をわ

かりやすく周知でき、また、一般の労働者も参加 しやすい活動である安全活動の「見える」化につ いて、取組事例を募集、公開し、広く国民から投 票を募り、優良事例を決定します。

◆安全活動の創意工夫事例を参考に

このコンクールに応募された取組事例は、現 場の安全活動の取組みに活用できるよう、「あん ぜんプロジェクト」ホームページ上で継続的に公 開されています。

今年度は、陸上貨物運送事業、第三次産業 等の業種における災害が増加傾向にあることや、 昨年度の応募状況を踏まえ、「女性、高齢者、 未熟練労働者の労働災害を防止するための見 える化」や「転倒災害を防止するための見える 化」、「IT 技術を利用した見える化」など類型別 に募集を行うようです。

同ページでは、「見える」安全活動の例として 過去の優良事例が公開されていますので、参考 にしてみてはいかがでしょうか。

中小企業における賃上げ等の 取組み状況

経済産業省が中小企業の雇用状況に関する 調査、地域の中核を担う中堅・中小企業等にお ける賃上げ等の取組みに関する調査の結果を 発表しました。

平成26年度にベースアップや賞与・一時金の 増額等、何らかの賃上げ(正社員1人当たり平 均賃金の引上げ)を行った企業の割合は64.5% (前年度比 7.7 ポイント増)でした。

ベースアップに相当する賃上げを行った企業 の割合は 36.2%で、賞与・一時金の増額を行っ た企業の割合は 48.0%でした。

◆賃上げを行った理由は?

賃上げを行った理由としては、「従業員の定 着・確保」と回答した企業が最も多く75.7%、「業 績回復の還元」が 28.9%、「消費税率の引上げ」 が 21.3%で続いています。

ちなみに、賃上げを行わなかった企業にその

理由を聞いてみると、「業績の低迷」が 71.7%で 最も多く、次いで「賃金より従業員の雇用維持を 優先」が 33.1%、「原油・原材料価格の高騰」が 33.0%となりました。

上記の結果から、人手不足により賃上げせざるを得ない状況や、業績の低迷が賃上げを妨げていること、雇用維持への努力やコストアップの影響が見てとれます。

また、地域別で見ると、賃上げを行った企業は、昨年度に比べ全国的に増加し、地域間の格差も少なくなっており、地方へ「経済の好循環」が着実に波及しつつある状況も見られたようです。

◆非正規社員の処遇改善の取組み例

同調査では、企業収益の改善を、ベースアップや初任給の引上げ等の賃金改善によって従業員に還元している事例はもとより、非正規社員の正規社員への転換や、子育て支援等の福利厚生の充実等、全国各地で各社が工夫して従業員の処遇改善に取り組んでいる事例も紹介されています。

非正規社員の処遇改善への取組例として、賃金改善(パート社員を今以上に戦力化するため時給を約 10%引上げ、優秀な人材の確保を目的にパート社員について 3~10%程度賃上げ、他社の賃金動向を勘案し正社員を上回る 1,500円のベースアップを実施)や、正規雇用への転換(会社側から積極的に働きかけて非正規社員を正規雇用へ転換)が挙げられています。

賃金以外の処遇改善の取組み例としては、働きやすい職場づくり(介護が必要な家族がいる社員のために介護休業や介護休暇を法定の期間より大幅に拡充、女性を積極的に登用するため短時間勤務制度を導入、出産祝い金を2万円から10万円に増額)や、社員への慰労(売上好調等による労をねぎらうため、4泊6日のハワイ旅行を実施)が挙げられています。

10 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付「郵便局または銀行」
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前 月以降に採用した労働者がいる場合>[公 共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前 月以降に一括有期事業を開始している場合 > 「労働基準監督署」

31 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付< 第3期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、 7月~9月分>「労働基準監督署」
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀 行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分>[郵便 局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用 状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険 者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日 >[公共職業安定所]

当事務所よりひと言

秋らしい気候になってきました。本編でも 紹介していますが、改正労働安全衛生法の公 布があり、労働者に対するストレスチェック 制度が創設され、事業者の実施が義務付けら れました。当分の間は、従業員50人未満の 事業場については努力義務となっています。 一方で労働者には、ストレスチェックを受 ける義務は課されていません。

実務上の取扱いが判り辛い所ですが、厚労省のQ&Aでは「事業者は労働者にストレスチェックを受ける機会を提供する必要があります。」と示しています。2015年12月までには改正法の施行が予定されています。今後はストレスチェックの実施の有無が、企業の安全配慮義務の存否判断に影響するものと思料します。(高野 裕之)